

# 指定給水装置工事事業者 指定新規申請時確認書

年 月 日

氏名又は名称 **株式会社 岩手中部水道**

郵便番号、住所 〒028-3163 花巻市葛第〇地割〇〇番地〇

代表者氏名 **代表取締役 中部 一郎** ⑩

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

F A X 番号 **△△△△-△△-△△△△**

## 1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応可能時間もご記入ください）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	公表の可否に 〇を記入
休業日： <b>日曜日、正月、GW、お盆（その他）</b> 営業日： <b>月曜日～土曜日</b> 営業時間： <b>8時30分～17時00分</b> 修繕対応時間： <b>営業時間内 ※要相談</b>	営業形態、修繕対応等 について記入
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） （該当するもの全てに〇をつけてください。詳細な内容（ <b>埋設部の修繕</b> ）も可能です）	公表の可否に 〇を記入
<b>屋内給水装置の修繕</b> その他詳細（ <b>埋設部の修繕</b> ）	その他詳細へ、夜間・休日等の対応 についてご記入も可能です。
その他（公表： <input type="radio"/> 可・ <input checked="" type="radio"/> 不可） 緊急連絡先： <b>〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</b>	災害時、緊急時に連絡がとれる 電話番号を記入願います。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

2. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条  
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  
 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
中部 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和〇年〇月〇日
中部 三郎	自社内研修 ○〇に関する業務研修	令和〇年〇月〇日
上記内容の公表の可否	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     公表の可否に ○を記入                 </div> 可 <input checked="" type="radio"/> ・ 不可	

eラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や終了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しを提出のこと。

自社内研修の場合は申出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印（書類）は求めない。

- ※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。（受講者名は公表対象ではありません）
- ※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

・工事を施工しない場合はチェック欄にレ点を記入してください。  
 ・チェックした場合は下表の記入は不要です。

水道法施行規則 第36条  
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)  
 2 配水管から分岐して給水管を設けること及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
中部 太郎	○	○	【給水装置工事技術財団が実施する配管技能者】講習会修了者	R 6
中部 三郎	○	○	【給水装置工事技術財団が実施する配管技能】検定合格者	R 7
花巻 四郎	○	○	【職業能力開発促進法第44条に規程する】配管技能士	R 7
社員A	○	×		R 5
公表の可否に○を記入 可 否 ( ) 掲載を含みます。 ) <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

資格を有していなくても、経験を有している者について記入してください。